

知事の多選を考える

政治アナリスト

豊島典雄

7選の知事も

谷本正憲(73)石川県知事が7選、兵庫県の井戸敏三(72)知事が5選で続く。この2人を含め47都道府県知事で4選以上は13人もいる。

11年前は7人だった。多選の傾向が目につくようになってきた。「多選が問題視されるのは、人事や許認可など知事が強大な権限を持つから、一般的に弊害として、職員の士気が低下し知事に意見するものがないくなる、応援する業者や議員との癒着による弊害が生まれやすい、とされる」(2018年3月12日の東京新聞社説)。

首長、特に知事の多選の制限を真剣に議論すべき時だ。2015年の日本世論調査会の調査によると、首長の多選を「制限すべき」は63%

に達した。うち適切な任期は「2期」が過半数だ。しかし、まずは、知事の4選を禁止すべきだろう。長の任期は1期4年である。3期12年で十分である。

権力の魔性

権力を握った指導者は国の東西古今を問わず一日でも長くそのポストに居座ろうという習性がある。最近では、中国の習近平主席、ロシアのプーチン大統領が好例だ。

ポストに執着する理由は何か?

「多くの指導者がきわめて長く権力の座に固執してきた一つの理由は、彼らが、権力がスタミナとエネルギーの源泉だと知っているからである」(ニクソン・元米国大統領)。最近、映画で話題の英国のチャーチルは首相を延べ9年間も務めている。80歳代になってからユーゴスラビア

の独裁者チトー大統領に会い、「あなたはどうやって若さを保っているんだね……それが何か(私は)知つとるよ。それは権力だ。人を若々しくするのは権力さ」と語った。

地球は回っている。にもかかわらず、多選首長が、いつまでも「俺が俺が」とポストにしがみつくのは権力の魔力のせいだろう。

また、「すべての権力は腐敗する。絶対的な権力は絶対的に腐敗する」という権力の魔性に関するアクトン(イギリスの歴史家で下院議員でもあった)の警句は、地方分権下の多選首長、特により多くの権限の配分を受ける知事に当てはまるだろう。

多選首長の言い分はもちろん、多選首長には、当人なりの言い分がある。過去最多当選の8選を果たした元奈良県知事の奥田良三氏は「医者とかボチャはひねたほうが良

い」と、長い経験と実践が大事だと強調し「多選は信頼のあかし」と胸を張って見せたことがある。同じく8選を果たした石川県の中西陽一知事はかつて「持続的に仕事するには時間が必要。マンネリにはならず、現場重視の姿勢があれば多選ウナンは出ない」と言い、6期務めた三重県の田川知事は「何が多選かは有権者が決めることだ」と多選批判に反論していた。現職の首長の多くは多選禁止に反対だが、引退した首長の見解を見てみよう。

3期で退いた鎌田要人元鹿児島

県知事は「多選によって権力は腐敗し、地方政治から活力を奪う」と言い、2期で退いた宮沢弘元広島県知事は「立派な多選首長もいるかもしれないが、多くはイエスマンに囲まれた裸の王様に陥り、行政運営もマンネリ化しかねない。議会もオー

ル与党化が進み、緊張感が薄れる」(1999年3月14日の読売新聞)と指摘している。

岩国哲人元出雲市長は「知事の汚職が多選知事に限らず1期目、2期目の知事でさえも腐敗するのは、多選の道が開かれている限り、欲望が多選実現のための資金を求め、疑惑を受け入れ、業界の『先行投資』として、知事という名の投資対象の採算性を保証するからである」と分析していた。

武村正義元滋賀県知事は「どんな立派な人でも、しよせん、弱い一人の人間にしかすぎない。神様ではないから、そこには癖もあるし、人事に好みもある。いくら公平といっても政策についてカラーもあるし、また、その人を中心に体制ができあがってしまうと、頂点に立つ首長は、清潔で、公平で、立派であつても、それを構成する体制の中にいろんな弱い人が出てくるから、そこに矛盾が起ころ」。「これは法律でびしっと決めるべきなのかどうか、本当は住民に選択していただければ一番いいのだけれど、欧米で多選禁止のルールがすでに百年、二百年の歴史の中で確

立されているところを見ると。日本だけが例外と言えないと思う。だから、一定期間でエンドがくるようなシステムであるほうが、望ましいと思う」と言っているが、これが社会の常識というもだろう。

違憲論

我が国における知事の連続4選禁止に対しては一部に憲法違反論がある。

違憲論者は、①立候補資格を制限することは「すべて国民は、法の下に平等」とする憲法14条に違反する、②憲法22条が保障する職業選択の自由が侵される、③多選禁止は地方公共団体の長、議員を住民が直接選挙するとする憲法93条2項に違反する…等と主張している。

これに対し、禁止合憲論者は、①4選禁止は、場所的、時間的にもきわめて限定された制約であり、在職12年を超えても、他の都道府県や1期において立候補することを制約するものではない。その制限は公共の福祉の要請に基づくやむを得ない措置であり、憲法14条の平等原則に反するものではない、②知事の4選禁止

は、選挙の公正確保という見地から単に知事の立候補を制限しようというものであり、直接、職業選択の自由そのものを制限しようというものではない、③知事の4選禁止は、被選挙権資格の制限にすぎないのであつて、都道府県住民が知事の選挙を自主的に決定する権利を拘束するものでない。また、知事の公選制を否認するものでもない。

地方自治の原則を侵害するといふこともできない。憲法93条2項の住民が首長を直接選挙するとは間接選挙を否認する意であるから、これに反しない…と切り返す。これが正論というものであろう。

知事等の多選禁止を盛り込んだ法案は戦後3回、国会に議員提案されたがいずれも審議未了で廃案となつている。なぜ多選禁止が実現しないのか。もちろん、首長たちの強い反対がある。特に全国知事会は精力的に反対運動をした。また、国会議員も首長たちの支援で当選している弱みがあり、積極的になれない。永田町では「知事の高選を禁止すると、引退した知事が参議院の選挙区選挙に、市長の高選禁止をす

ると、引退した市長が衆議院の小選挙区選挙に出てきて現職国会議員の脅威になる。だから、国会議員が不熱心なのだ」とも言われた。

散りぬべき時知りてこそ

お隣の韓国の古い諺に「権腐十年」というのがある。どんな人格者でも、10年も権力の座にいと腐敗を免れないという意味だ。これは、愛媛県の白石春樹元知事の座右の銘だった。

責任あるポストにある者には「散りぬべき時知りてこそ世の中の花も花なれ人も人なれ」(細川ガラシャ)の覚悟が欲しい。

また有権者の審判を仰いだといつても事実上の無風選挙が多い。だから、知事選に関して、住民に実質的な選択肢を与えるには任期制限を導入して、競争の場を作り出す以外に方法はない。公職選挙法に「引き続き3期に渡つて二つの都道府県の知事の職に在る者又は在った者は、当該都道府県の次の期の知事選挙における候補者となることができなない」という規定を増補すればよい。